

令和5年10月27日
(更新)令和5年10月31日
(更新)令和5年11月6日

三重県伝統産業事業者等支援金 Q & A

◆ 目次 ◆

①制度について

- Q①-1 支援金を創設した趣旨を教えてください。
- Q①-2 国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者とは具体的にどのような事業者ですか？
- Q①-3 県指定伝統工芸品の指定事業者とは具体的にどのような事業者ですか？
- Q①-4 交付金額を教えてください。
- Q①-5 国指定伝統的工芸品の指定組合は申請対象になりますか？
【令和5年10月31日追記】

②申請に必要な書類等について

- Q②-1 県内に事業所（店舗）が複数ある場合は、すべての事業所で申請できますか？
- Q②-2 県の指定を組合名義で受けている場合、組合に所属する事業者ごとに支援金を申請することができますか？
- Q②-3 「履歴事項全部証明書の写し」に代えて、「登記情報提供サービスで提供される登記情報をプリントアウトしたもの」を提出することは可能ですか？
- Q②-4 原材料価格は1円でも高騰していればよいですか？
- Q②-5 原材料単価はどのように算出すればよいですか？
- Q②-6 原材料の支払金額は増えている場合はすべて対象となりますか？
- Q②-7 原材料単価が分かる書類の写しとはどのようなものを提出すればよいですか？
- Q②-8 原材料とはどのようなものを指しますか？
- Q②-9 年に一度しか仕入れておらず、前年又は前々年の同月で比較することができない場合は対象外となってしまいますか？【令和5年11月6日追記】
- Q②-10 県指定の任意団体であるが、任意団体名義の口座を持っていない場合はどうすればよいですか？
- Q②-11 県指定の任意団体であるが、原材料高騰が分かる書類は所属する事業者すべての分が必要ですか？
- Q②-12 通帳の写しは、原材料の購入が分かる部分を提出する必要がありますか？
- Q②-13 県指定の任意団体であり、原材料価格が分かる書類として、団体に所属する事業者のうち影響を受けている1事業者分の書類を提出することとなっているが、原材料を組合で一括で購入している場合、組合名の注文伝票の写しを提出してもよいですか？【令和5年10月31日追記】
- Q②-14 当座預金への振込を希望しますが、通帳がありません。何を提出すればよ

ろしいでしょうか？【令和5年10月31日追記】

③その他

Q③-1 申請様式は郵送してもらえますか？

Q③-2 申請書はどのように提出すればよいですか？

Q③-3 本支援金で給付を受けた10万円は課税対象となりますか？

Q③-4 いつ交付されますか？

①制度について

Q①-1 支援金を創設した趣旨を教えてください。

A①-1

伝統産業の規模縮小が全国的に続いており、県内でも事業者数の減少などの課題に直面しているなか、伝統産業事業者は昨今の原材料価格の高騰により、さらに厳しい環境に置かれています。

この状況をふまえて、伝統産業の継続を下支えするため、原材料価格の高騰にかかる県独自の支援金を交付します。

Q①-2 国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者とは具体的にどのような事業者ですか？

A①-2

国指定伝統的工芸品とは、以下の要件を全て満たし、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」第2条第1項の規定により、経済産業大臣の指定を受けた工芸品のことです。

1. 主として日常生活で使用する工芸品であること。
2. 製造工程のうち、製品の持ち味に大きな影響を与える部分は、手作業が中心であること。
3. 100年以上の歴史を有し、今日まで継続している伝統的な技術・技法により製造されるものであること。
4. 主たる原材料が原則として100年以上継続的に使用されていること。
5. 一定の地域で当該工芸品を製造する事業者がある程度の規模(10企業または30人以上の従事者がいること)を保ち、地域産業として成立していること。

国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者とは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく経済産業大臣の指定を受けている、**次の5品目の指定組合に所属する構成事業者で、当該伝統的工芸品を製造している者**のことを指します。

品名	四日市萬古焼	伊賀焼	伊賀くみひも	鈴鹿墨	伊勢形紙
組合名	萬古陶磁器工業協同組合	伊賀焼振興協同組合	三重県組紐協同組合	鈴鹿製墨協同組合	伊勢形紙協同組合

Q①-3 県指定伝統工芸品の指定事業者とは具体的にどのような事業者ですか？

A①-3

県指定伝統工芸品とは、県内において製造され、郷土の自然と暮らしの中ではぐくまれ、受け継がれてきた伝統性のある工芸品のうち、産地規模が小さいことなどにより、国の指定を受けることのできない工芸品のことです。以下の要件をすべて満たし、三重県指定伝統工芸品指定要綱第4条の規定により、指定を受けたものを指します。

1. 主として日常生活の用に供されるものであること。
2. その製造工程の主要部分が手工業的であること。
3. 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
4. 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
5. 県内の一定の地域において、一定期間（100年以上）製造されていること。

なお、三重県指定伝統工芸品指定要綱第4条の規定により指定されている伝統工芸品は、**以下33品目**となります。

■北勢（10品目）

桑名盆（かぶら盆）、桑名刃物、桑名萬古焼、桑名鋳物、多度の弾き猿、和太鼓、地張り提灯、日永うちわ、四日市の提灯、関の桶

■中南勢（9品目）

高田仏壇、阿漕焼、伊勢木綿、なすび団扇、竹細工、深野紙、松阪萬古焼、松阪の猿はじき、松阪木綿

■伊勢志摩（9品目）

伊勢の神殿、伊勢の提灯、伊勢玩具、伊勢の根付、伊勢春慶、伊勢紙、伊勢一刀彫、和釘、擬革紙

■伊賀（1品目）

火縄

■東紀州（4品目）

尾鷲わっぱ、那智黒石、熊野花火、市木木綿

Q①-4 交付金額を教えてください。

A①-4

令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月において、原材料価格が、前年又は前々年の同月と比べて、増額している事業者に対し、一律10万円（定額）を交付します。

Q①-5 国指定伝統的工芸品の指定組合は申請対象になりますか？

A①-5 【令和5年10月31日追記】

本支援金の申請対象は、「国指定伝統的工芸品の指定組合の構成事業者」であるため、指定組合自体は対象外となります。

②申請に必要な書類等について

Q②-1 県内に事業所（店舗）が複数ある場合は、すべての事業所で申請できますか？

A②-1

申請単位は、事業所（店舗）ではなく、事業者単位（「1法人あたり」、「1事業者あたり」）とします。県内に事業所（店舗）が複数ある場合でも申請は1件となります。

Q②-2 県の指定を組合名義で受けている場合、組合に所属する事業者ごとに支援金を申請することができますか？

A②-2

組合名義で指定を受けている場合は、組合が申請対象となります。
組合に所属する事業者単位では申請できませんので、ご注意ください。

Q②-3 「履歴事項全部証明書の写し」に代えて、「登記情報提供サービスで提供される登記情報をプリントアウトしたもの」を提出することは可能ですか？

A②-3

登記情報提供サービスで提供する登記情報は利用者が請求した時点において登記所が保有する登記と同じ情報であり、「履歴事項全部証明書」の写しの内容と同等であると認められることから、当サービスを利用してプリントアウトしたものの代用を可とします。

なお、履歴事項全部証明書の写しと同様、申請日から3か月以内に提供されたものを提出してください。

登記情報提供サービス ホームページ <https://www1.touki.or.jp>

Q②-4 原材料価格は1円でも高騰していればよいですか？

A②-4

原材料価格の高騰額に要件はありません。令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月において、原材料価格が、前年又は前々年の同月と比べて、増額していれば交付対象となります。

あくまでも原材料の「単価」が高騰していることが要件となりますので、例えば、単価は変わっておらず、単に購入量が増加したことにより支払額が増加している場合は原材料単価は高騰していないことから、交付対象外となります。

Q②-5 原材料単価はどのように算出すればよいですか？

A②-5

購入した注文伝票等の書類から原材料単価が分かる場合は、第4号様式に転記してください。

原材料単価が分からない場合は、例えば1kg単位に割り戻して高騰後と高騰前を比較してください。

【例】注文伝票等に原材料単価が記載されていない場合

高騰後：令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月

購入物品	購入量	支払い金額
粘土	60kg	120,000円

⇒1kgあたり、2,000円

高騰前：前年又は前々年の同月

購入物品	購入量	支払い金額
粘土	20kg	20,000円

⇒1kgあたり、1,000円

＝比較すると 1kgあたり1000円 の原材料単価が高騰した。

このように原材料単価に割り戻して比較してください。

Q②-6 原材料の支払金額は増えている場合はすべて対象となりますか？

A②-6

本支援金は、あくまでも原材料価格の高騰に対する支援になりますので、支払い金額が増えているからといって必ずしも交付対象となるわけではありません。

原材料単価が高騰している必要がありますので、例えば、原材料単価は変わっておらず、注文量の増加に伴い支払い金額が増加している場合は、原材料単価は高騰していないことから対象外となります

【例】

○交付対象

高騰後：令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月

購入物品	購入量	支払い金額
粘土	60kg	120,000円

⇒1kgあたり、2,000円

高騰前：前年又は前々年の同月

購入物品	購入量	支払い金額
粘土	20kg	20,000円

⇒1kgあたり、1,000円

＝比較すると1kgあたり1000円の原材料単価が高騰した。

×交付対象外

高騰後：令和4年12月から令和5年11月のいずれかの月

購入物品	購入量	支払い金額
粘土	60kg	120,000円

⇒1kgあたり、2,000円

高騰前：前年又は前々年の同月

購入物品	購入量	支払い金額
粘土	10kg	20,000円

⇒1kgあたり、2,000円

＝比較すると1kgあたりの原材料単価は同額。つまり高騰しているとはいえない。

Q②-7 原材料単価が分かる書類の写しとはどのようなものを提出すればよいですか

A②-7

仕入れている業者等との取引が分かる客観的な書類を提出してください。

例えば、注文伝票、レシート、請求書など、購入年月日や購入した物品名、購入量
支払い金額が分かる書類を提出してください。

Q②-8 原材料とはどのようなものを指しますか？

A②-8

原材料とは、指定を受けている伝統工芸品を製造する際に必要な原材料のことを指
します。

例えば、製造した商品を梱包するための包装紙や製造過程で使用する燃料代につい
ては、伝統工芸品の原材料ではありませんので、対象外となります。

**Q②-9 年に一度しか仕入れておらず、前年又は前々年の同月で比較することができ
ない場合は対象外となってしまいますか？**

A②-9【令和5年11月6日追記】

原則、前年又は前々年の同月で比較とします。ただし、季節性のものであり原材料
の仕入れ時期が限定される、在庫がなくなり次第仕入れるため毎年同月の仕入れがな
いなどの特殊な事情がある場合は、様式4にその旨ご記載いただくとともに、お手元
にある原材料高騰前後の原材料価格が分かる書類（注文伝票等）を提出してください。

**Q②-10 県指定の任意団体であるが、任意団体名義の口座を持っていない場合はど
うすればよいですか？**

A②-10

原則、任意団体名義の口座への振込としていますが、口座をお持ちでない場合は、
個別に県産品振興課（059-224-2336）までご連絡ください。

**Q②-11 県指定の任意団体であるが、原材料高騰が分かる書類は所属する事業者す
べての分が必要ですか？**

A18

県指定の任意団体の場合、所属する事業者のなかから高騰の影響を受けている、
「1事業者分」の書類を提出してください。すべての事業者分を提出いただく必要は
ありません。

Q②-12 通帳の写しは、原材料の購入が分かる部分を提出する必要がありますか？

A②-12

通帳の写しは、振込先の確認を行うことを目的としてご提出いただくものですので、
原材料の購入が分かる部分の提出は必要ありません。

申請者本人（法人の場合は当該法人）名義の口座の通帳のオモテ面と 1・2 ページ
目部分の写しをご提出ください。

Q②-13 県指定の任意団体であり、原材料価格が分かる書類として、団体に所属する事業者のうち影響の受けている1事業者分の書類を提出することとなっているが、原材料を組合で一括で購入している場合、組合名の注文伝票の写しを提出してもよいですか？

A②-13 【令和5年10月31日追記】

県指定の任意団体で、組合が一括して原材料を仕入れている場合は、組合名の注文伝票の写しを提出していただいても構いません。

Q②-14 当座預金への振込を希望しますが、通帳がありません。何を提出すればよろしいでしょうか？

A②-14 【令和5年10月31日追記】

通帳の写しは、振込先の①金融機関名、②支店名、③口座種別、④口座番号、⑤口座名義人（漢字、フリガナ）を確認するために提出を求めています。

上記の情報が記載されている、金融機関から発行された当座勘定照合表や残高証明、口座証明書などの書類の写しをご提出ください。

③その他

Q③-1 申請様式は郵送してもらえますか？

A③-1

申請書類を郵送しますので、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

三重県雇用経済部県産品振興課

電話番号:059-224-2336

受付時間:8時30分から17時15分まで ※土日祝、12月29日~1月3日を除く)

Q③-2 申請書はどのように提出すればよいですか？

A③-2

郵送またはオンライン申請のいずれかの方法によって申請をしてください。

持参による申請は受け付けられません。

なお、郵送の場合は、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。料金が不足する場合は受け付けられませんので、発送前に送料をご確認のうえご提出ください。

Q③-3 本支援金で給付を受けた10万円は課税対象となりますか？

A③-4

最寄りの税務署にお問い合わせください。

Q③-4 いつ交付されますか？

A③-5

申請書到達後、必要書類に不備がないか、交付要件に該当しているかなどを審査し、支援金の交付・不採択を決定します。

申請書類に不備や不足等がある場合は、申請者へ追加の書類提出や申請書の修正などを求めます。是正後の交付となることから、交付時期が遅れてしまいますのでご注意ください。